

# ◎保健所での仕事を通して家族を問い直す

■浜田房子

## 1—はじめに

このレポートは、仕事を通して知り合った仲間たちと自主的に行っている「研究発表会」で発表したものである。この場を借りて「研究発表会」の活動について紹介したい。

「研究発表会」は、ある若いソーシャルワーカーの「いろいろな人に自分の仕事を知ってもらいたい、交流したい」という素朴な思いが動機となり、呼びかけに賛同した有志が企画して始めた。昨年四月に第一回、十一月に第二回目を開催し、今年六月には第三回目を予定している（レポートの内容は表参照）。

参加者は、横浜市および神奈川県内の相談機関・医療機関・施設・作業所などの福祉・保健・医療・教育にかかわる職場で働く人やボランティアなどである。

この「研究発表会」は、仕事を通じての体験・疑問・感動を率直に人に伝える場を作りたいということ、そしてその人を尊重しながら受け止め、対等に話せる関係を作りたいという思いを大切にしている。職種や機関の違い

を超えて個々がつながり、実践を拓いていくことめざしているのである。

（毎回、報告書を作成。希望者には実行委員を通じて配布）

## 2—レポートの動機

私は、二つの保健所で九年間、精神保健福祉業務に携わってきた。そこで、さまざまな家族とのかかわりを経験してきた。保健所で

表

### 第1回研究発表会レポート

1. 保健所での仕事を通して「家族」を問い直す  
浜田房子（横浜市中福祉事務所、ソーシャルワーカー）
2. 保健所における就労援助相談の一事例  
木本克己（横浜市栄保健所、ソーシャルワーカー）
3. ADL対応による高齢者体操  
半沢英明（聖テレジア病院、ソーシャルワーカー）
4. いじめ・自殺防止に親と教師は何ができるか  
高桑 茂（横浜市社会福祉協議会相談室、家族・思春期カウンセラー）
5. 引きこもる若者たちと精神保健  
近藤直司（元神奈川県立精神医療センター芦香病院、医師）
6. ドイツ・イギリスを旅して—精神保健・社会復帰施設の見学報告—  
日高房子（横浜市中保健所、ソーシャルワーカー）
7. 精神障害者の啓発を考える—精神障害者と作った音楽会を通して—  
上杉由佳（横浜市戸塚保健所、ソーシャルワーカー）

### 第2回研究発表会レポート

1. SST・アセスメント研究会の活動をとおして  
山田 敦（横浜市総合保健医療センター、精神科ソーシャルワーカー）
2. いじめ対策と心のケア  
高桑 茂（横浜市社会福祉協議会相談室、家族・思春期カウンセラー）
3. 精神障害者のグループ就労をめぐる  
吉塚晴夫（精神障害者地域作業所ワークショップ・メンバーズ、ソーシャルワーカー）
4. 精神障害者の母親に対する支援について  
竹山孝二（十愛病院、医師）
5. フェミニズムと社会福祉実践  
須藤八千代（横浜市中福祉事務所、ソーシャルワーカー）
6. 知的障害者の家族に対する援助過程の一考察  
神野 昭（十愛病院、精神科ソーシャルワーカー）  
蒲生としえ（精神発達遅滞入所更生施設、てらん広場、臨床心理士）
7. 横浜市総合リハビリテーションセンターにおける社会リハビリテーションの役割  
熊澤辰義（横浜市総合リハビリテーションセンター、身体障害者更生施設、生活指導員）

- 1—はじめに
- 2—レポートの動機
- 3—家族が「個人」として大切にされる家族支援
- 4—私たちの家族親を問い直す
- 5—これからの家族—精神障害者の生き方に学ぶこと

受ける相談の半数は家族からのものである。相談業務のほかに、精神分裂病をもつ人の家族を対象に、年に五回くらい家族教室を開く。そのほか、家族会の例会に助言的な立場で参加したり、家族会が作業所を設立することをバックアップしたり、作業所運営の援助もする。また、アルコール依存症の家族教室や、痴呆の高齢者を介護している家族の集いも開いている。

これらの仕事をすすめるにあたって、研修などで家族支援の意義やあり方を学んできた。しかし、理論で学ぶことと、実際の家族とのかかわりを通して感じるこの間に、違和感があるように思っていた。また、家族に直面する私たち自身の家族観が、相談に大きく影響していることの怖さも感じてきた。

「家族」とは何なのか。誰もが家族であるという原点に返り、自分の問題として家族を考えてみたいと思う。

次の三点について論を進める。はじめに、家族が「個人」として大切にされる家族支援をめざしたいということ。二番目に、私たち自身の家族観を問い直したいということ。三番目に、これからの家族の、個人が生き生きできる新しい関係づくりについて考えたいと思う。

### 3 家族が「個人」として大切にされる家族支援

#### ① 家族を「家族」としてだけ見ないようにしたい

症例や事例の研究報告では、精神障害者を、

本人・IP・クライエントというように表し、その家族は、母親・父親・祖父・祖母・兄弟など、家族関係を表す呼び方で書かれている。精神障害者本人であるAさんを視野の中心に据えようと、まわりの人々、例えばAさんを生んだ女性Bさんは、「母親」という役割で現れる。しかし、Bさんは、Aさんの母親にならずと以前から、ただのBさんであり、たとえば、Cさんという人の長女でもあったり、Dさんの妻であったり、学校では沢山の生徒たちの先生だったりというように、いろいろな顔を持っているのが当然だ。その当然なことを、私たちは「母親」と表現することで、忘れてしまいがちなのでは、と思う。私にも子どもがいるが、子どもが何か問題を持った時には、私自身の社会参加や生きがいは、軽視されたりマイナス要因として見られたりする。ことを実生活でも感じている。援助に携わる者には、母親であるBさんは、Bさん自身の人生の主人公であることを、忘れまいとする意識的な努力が必要だと思う。

#### ② 地域ケアが、母親の努力に負っている現実

家族教室や家族会の参加者を見ると、その八割から九割が女性である。初発時には父親が会社を休んで参加する人もあるが、一回の参加が精一杯のようだ。定年退職後の父親が家族会の役員などに携わる例は多くある。しかし、仕事を持っているときから家族教室に継続して出席する父親はほとんどいない。子どもが二十歳前後に精神病を患い不安定な時期を過ごすころ、その親は四十代から五

十代の人生の最も円熟した時期だが、母親が一人で病気の子どもを介護を担当せざるを得ない家庭が多いと感じる。毎食後の服薬を管理することに苦労したり、病気の状態が悪いときには家を離れられないという母親もいる。入院医療の時代から地域ケアの時代が変わったと言われているが、実際には各家庭の母親の介護力によって通院治療と在宅生活が成り立っているだけ、と感じる。

#### ③ 家族教室がめざすもの

このような苦しい状況にある家族（主に母親）が責任の重みから楽になり、本人と家族との間に新しい関係を築いていくことを考える機会を提供することが、保健所の家族教室の第一の意義であると思う。今の日本社会では、育児のほとんどが母親の手にゆだねられている。そのため、子どもが精神病になったときに「育て方が悪かったのではないか」という負い目を感じない母親はいないのでないか。病気が育て方と関係なく起きることを理解しても、もっと早く気がつくことができただのに、とか、発病初期にもっと適切な対応がとれたのではないかと感じて自分を責める母親は多くいる。責任を感じることで、病気がなった子どもを一層不憫に感じ、回復させてやりたいと必死に頑張り、社会の偏見に向かう前に、親戚や家族内の偏見と一人で闘っているような母親もいる。

家族教室で病気の知識を提供するということは、家族が自分を責めることから解放され、病気をもちつつ生きていく、これからの子どもへの人生を展望していくための支援なのだ

思う。さらに家族教室では、病気をもつ子どもも人生も大切にしながら、自分自身の人生も大切にしていこう、というメッセージを伝えていきたいと思う。子どもと家族とは別々の人生である、という認識に立つことができたら、どれほど家族は楽になるだろうか。

しかし、現実には「別々の人生である」ということを実感することのあまりにも困難な状況だ。初めての入院場面で家族は、入院の同意という重い選択と、精神保健福祉法による「保護者」の義務を負う体験をする。退院して社会復帰のためのサービスを求めても、本人の利用する意思や力が十分でないことと利用できないものが多くある。社会保障・福祉サービスは極めて貧困であり、家族の経済的負担も非常に大きいと言える。このような制度の不備による扶養・保護・介護責任を、ひとり家族に押し付けている状況を認識しなければならぬ。

このような現状において、家族教室は、家族に「より良い介護」を求めていく場になっ

てはいけないと思う。

④ 家族を援助者として見ることへの疑問

家族教育や、家族支援の重要性を指摘する研究が広がっている。今、主流になっている家族研究にE E研究がある。これは、家族のE E (expressed emotion ≡ 感情表出) が、精神分裂病の再発を左右する重要な要因であることを明らかにした研究である。E E研究に基づいた家族支援の考え方は、家族が患者に対する日常的なケアを提供する援助者であることに注目しようという視点が出発点になっ

ている。しかし、家族を援助者として見ることには疑問を感じる。

今、精神障害者と毎日を一緒に過ごさざるを得ない状況で、けんかしたり、いらいらしたりと悪戦苦闘している家族にとつて、E E研究の成果は家族自身が楽になるために、大いに家族を助けるものだろうと思う。ただし、家族がその情報を必要としているときに提供するのであつて、こちらが、家族に「より良い援助者となること」を期待してはいけな

いと思う。まして、感情表出の仕方を改善しようとしないうちに、困った家族と見るようなことがあつてはならないと思う。

家族を援助者として見ないこと、家族により良い援助を押しつけないことが、家族支援の基本にあると思う。

#### ⑤ 自立に向けての支援

そもそも、家族が再発予防に大きな影響力を持つといわれるのは、精神障害者が家族と一緒に暮らさざるを得ないという、社会資源の乏しい現状がもとになっていると思われる。横浜市でもグループホームが増えてきている

が、入所の審査において、病状が安定していることと、昼間は作業所などにきちんと通っていることを条件にしているところもある。病気も生活も不安定という人には狭き門だ。家族の援助に頼らないためには、もっと不安定な時期から利用できる施設が必要だ。また、家事の仕方を教えたり、家事の手助けをしてくれるホームヘルパーが、家や施設を訪問できるようになる、ホームヘルプサービスの制度も必要だ。

このような制度やサービスを整えていくことが最も重要ではあるが、サービスの乏しい今でも、もっと家族教室でやるべきことがあるように思う。「親亡き後をどうするか」という考え方だけではなく、発病してすぐに、親が若くて働いているような時期から、自立を考えていく必要があると思う。生活保護を受けて家のそばのアパートで暮らすという方法もある。生活教室の利用者の中には、親兄弟の家を出て一人暮らしを始めた人が数人いるが、皆、独立した生活をエンジョイし、自信を持って生きていこうと見受けられる。別居しながらも、家族と毎日のように電話で話す人もあり、時々一緒にショッピングや食事を楽しむという人もあり、それぞれに距離を保ちながら良い関係を作っている様子がある。

家族が全面的に支えるのではなく、他人の援助を受けながら、また失敗を繰り返しながらも、自立はあり得ると、そう家族が考えられるように支援していくことが大事だと思う。

#### 4 一人私たちの家族観を問い直す

ここまででは、家族の相談を受けるときや、家族教室を開くときに私が大事にしたいと思っていることを述べてきた。

さて、このような家族支援のあり方を考えるベースに、家族とは何か、家族をどう捉えるかという視点が重要であると思う。精神医学や心理学では、家族について多くの研究がなされていて、家族間に生じている問題を整理して考えたり解決の方法を探ることに役だっ

ている。しかし、家族をこのように捉えようという視点が、明確に出されていないように思われる。

私たちの仕事を振り返ってみると、軽率に家族内のキーパーソンを作り上げたり、多問題家族と名づけてしまうことがあった。自分のイメージにある「母親らしさ」「父親らしさ」のものさしで測って、家族の力を評価してしまうこともあった。

周りの人達と話すと、一人ひとり育った家族が違うように、家族とはこういうものだという家族観、理想とする家族像が異なる。年代が違えばもちろんのこと、同世代でもいぶん異なると感じる。家族の相談を受けるとき、また、ケース検討などで家族のことを表現するとき、援助する側の家族観が、大いに影響しているように思う。援助職は、自分が抱いている家族観について、日頃から自覚しておくことが必要なのではないかと思う。

家族観を問い直す要素として、次の三点について考えてみたい。

### ①「家」制度の名残

わき道にそれるが、民法の歴史を簡単に振り返ってみたい。

一八九八年（明治三十一年）に施行された明治民法は、戸籍制度による「戸」を単位とする家制度の秩序を作るものであった。戸主は家族に対して扶養の義務を負い、家族に対するいろいろな権限を持っていた。また、戸主は男性が継ぐべきものとされ、家督相続と血統が重視されていた。

戦後の民主改革で、一九四八年（昭和二十

三年）に、明治民法の改正によって現在の民法が施行された。「家」制度は廃止され、人権と男女平等の理念が盛り込まれた。家に代わって、夫婦と子どもからなる近代的小家族が戦後の家族像となった。ただし、民法の道徳的意味が失われてはいけないということになり、「直系血族及び同居の親族は互いに協力扶助すべきものとする」という規定も入ることになった。

民法の制定と改正にあたった人達の当時の議論の記録や世論の反響を読むと、人々の「家」を重んじる意識は非常に根強いということがわかる。また、親は当然子をみるべき、子は当然親をみるべきという考え方も根強く人々の意識にあることがわかる。現代の私たちの心の中にも、家族が病氣の子の面倒を見るのは当然だという意識がないだろうか。この意識についての検討は、民法の扶養義務に重ねて、精神保健福祉法の保護者規定の問題を考えるベースとしても必要なものだと思う。（精神保健福祉法は、第二二条で保護者に対して重い義務を規定している。この規定を撤廃すべきであるという主張が家族会や精神障害者本人の団体等から出され続けているが九四年の法改正では従来の保護義務者の義務という字が削除されるにとどまっている。）

### ②「女性観（文化的・社会的性差）」について

男は仕事、女は家庭という「性別役割分業観」をなくそうという動きは活発だが、現実はずっと変わりつつない。実際、どこの国でも、女性は家族のなかで家事・育児・介護などの家庭における労働のかなりの部分を負っている。

家族の相談を受けるとき、否応なくこの問題に直面する。痴呆のお年寄りの家族の集いでは、「なぜ私だけが介護を全面的にしているのか」という怒りと、怒っても現状をどうにも変えられないというあきらめや苦しみが会議室にあふれ、私は言葉を失ってしまふ。精神障害者の母親の場合、直接的に怒りを表現することはないが、「いらいらする」「疲れる」「眠れない」「自分に頑張れ頑張れ」と声をかけている」などの発言は多く、介護負担の大きさが伝わる。

家事・育児・介護などの仕事を家族で引き受けた場合、男性と女性がそれをどう協力して担っていくのか、そのことを私たちがどのくらい真剣に考えているのか、相談を通して問われるのではないだろうか。

### ③「親子観（子ども観）」

成人した子と親との関係について考えたいと思う。五十代、六十代の年齢になる精神障害者と、七十代、八十代の親が同居している家族が多い。その親子関係を見ると、子がまだ成人していないかのような関係が見られる。なぜ、このようなことが起こるのだろうか。男性は仕事を持ち結婚して家庭を持たなければ一人前の大人とみなされず、女性は、結婚して子どもを生まなければ一人前の大人として扱われないという、昔の名残があるのだろうか。「社会復帰する」ことを、男性は仕事につくことと考え、女性は結婚することと考える人は、若い世代でもたくさんいる。仕事につかない人、結婚しない人は一人前ではないという意識があり、いつまでも親に子

ども扱われるのかもしれない。援助職の自立観・社会復帰観も問い直しが求められるだろう。

親にとって子はどのような存在なのかという、親子観（子ども観）については、人により考え方が異なると感じる。血のつながりを特別なものと感じたり、子を自分の人生の跡継ぎのように考える人もいる。子の人生と親の人生を、どのくらい切り離して考えられるのか、子の自己決定をどのくらい尊重できるのか、子をいつから大人として扱うことができるのか、自らの親子観を問い直していくことが必要だと思う。

## 5 これからの家族―精神障害者の生き方に学ぶこと―

今、民法改正をめぐって、熱い議論が起こっている。争点は、夫婦別性選択性の導入についてである。これに関する議論を読んで感じたことは、この議論は、女性問題や家族問題を越えて、一人ひとりが自分らしく生きることとを、社会がどのくらい認められるかという、社会の人権感覚を問うものなのだと思った。自分の生き方を自分で決めたいという自己決

定権を大事にしようということであり、多様な生き方を認めようという動きなのだと思う。

日本の家族制度を眺めると、結婚して家族を持つということとは、かなり窮屈なルールに縛られるようになることなのだと感じる。一方、一人暮らしの精神障害者をみると、もっと自由ののびのびと暮らしているように感じることがある。サラリーマンの男性が会社には行っても家事はおろか身辺処理すらできない人も多いのに比べて、作業所等に通う精神障害者の男性は、身の回りのことや簡単な家事はたいてい自分でやっている。そのような男女がおつき合ったり、ともに暮らすとき、女性だけが一方的に家事を担うことはないようだ。

今の日本の社会には、「家族」を社会の最小構成単位として見る姿勢が強く残っている。福祉のサービスは、世帯単位で提供されている。制度においても、人々の意識においても、「個人」を見る視点が育っていないように思う。

精神障害者本人、そしてその家族は、それぞれに固有の人生を生きる「個人」であり、自己に関して自分で決める権利と力もっている、ということをお忘れないようにしたいと

思う。制度はすぐには変わらないとしても、せめて援助職が、家族単位で対象者を見ることから離れて、一人ひとりを見ようと意識するだけでも、相手が楽になることがずいぶんあるのではないだろうか。家族のあるべき姿を期待し、それに答えようとする役割にとらわれた関係を離れることから、個人が生き生きできる新しい人間関係が生まれると思う。

### 参考文献

- 篠塚英子著「女性と家族―近代化の実像」読売新聞社、一九九五年。  
袖井孝子・鹿島敬共編「明日の家族」中央法規出版、一九九五年。  
岡上和雄・大島巖・荒井元傳編「日本の精神障害者―その生活と家族―」ミネルヴァ書房、一九八八年。  
大島巖著「社会の中の精神障害者・家族とE研究」伊藤順一郎編「こころの臨床アラカルト第十二巻第一号」星和書店、一九九三年所収。  
池末美穂子・三橋良子著「精神障害者家族の実情とEE」同前書、所収。

△中区保護課ケースワーカー▽